主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人三宅清、同宗政美三、同岡田俊男、同江島晴夫の上告理由第一、二点について。

論旨の中違憲をいう点は、その実質において原審の事実認定の単なる法令違背を 主張するに帰するし、その余の論旨は原審の事実誤認を主張し、その法令の解釈適 用を争うにとゞまるから、いずれも特別上告の適法な理由となすことはできない。

よつて、民訴四〇九条ノ三、四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一 致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_